

## 2022 年度立命館大学研究専念教員制度 募集要項

### 1. 立命館大学研究専念教員制度の概要

#### (1) 定義

研究専念とは、当該期間中、授業等の免除を行い、研究プロジェクトへの専念を命じることをいう（「立命館大学研究専念教員規程」（以下「規程」という。）第1条の2）。

#### (2) 授業等の免除

研究専念教員は、研究専念の期間中、次の各号に定める職務を免除する。ただし、①または②について、学長が特別の事情があると認める場合は、免除しないことがある（規程第3条）。

①授業科目の担当

②教授会、研究科委員会、研究科教授会の出席

③大学および法人の役職

#### (3) 授業代替措置

研究専念教員の任命により授業の代替措置が必要となる場合、原則として所属する学部長または研究科長が代替措置をとらなければならない。なお、常任理事会が研究専念教員の代替措置を判断する場合は、この限りではない（規程第10条および第10条第2項）。

#### (4) 報告

研究専念教員は、研究専念の期間終了後、研究部長が定める方法により、所属長を通じ学長に報告書を提出しなければならない。なお、研究専念の期間が1年を超える場合、研究専念教員は、研究部長が定める時期と方法により、所属長を通じ学長に中間報告書を提出しなければならない（規程第11条および第11条第2項）。

#### (5) 研究成果の還元

研究専念教員は、研究専念の成果をもって本大学における研究および教育に寄与するよう努めなければならない。また、研究専念による研究成果は、公表することを原則とする。あわせて、学長は、必要に応じ、研究専念教員に対し報告会の開催を求めることができる（規程第11条の2、第11条の2第2項、第11条の2第3項）。

### 2. 募集内容

申請資格	研究専念を命ぜられる者は、次の①～④のすべてを満たす者とする。 ①雇用期間の定めのない教授、准教授、専任講師 ②研究専念の開始日において満3年以上本大学に勤務した者 ③研究専念の終了日より定年退職までの期間が、3年以上ある者 ④研究委員会が指定する外部資金による研究プロジェクトの代表者
対象条件	大型の研究プロジェクト（大型の外部資金）や、研究のエフォート率（研究充当率）が高い学外の研究プロジェクトを対象とし、次の①～③のいずれかを満たす研究プロジェクトとする。

	<p>①研究費種別： 下記の事業に準じる研究費の代表者（領域代表者、研究総括含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学研究費助成事業 特別推進研究、新学術領域研究（研究領域提案型領域代表）、 学術変革領域（学術変革領域研究（A・B）領域代表者）、 基盤研究（S）（A）、国際共同研究強化（A）</li> <li>・戦略的創造研究推進事業 ERATO、さきがけ、CREST、RISTEX、ACT-X</li> <li>・センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム</li> <li>・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）</li> <li>・科学研究費助成事業 基盤研究（B）相当額<sup>※1</sup>の外部資金<sup>※2</sup></li> </ul> <p><sup>※1</sup>直接経費総額 500 万円以上 <sup>※2</sup>本外部資金に基づく申請は、自然科学系分野の若手女性教員が研究代表者である場合のみを対象とする。申請における若手基準は、博士の学位取得後 8 年未満（科研費・若手種目基準）もしくは、45 歳以下とする。</p> <p>②研究費：年間 5,000 万円以上（直接経費）</p> <p>③エフォート率（研究充当率）：50%以上<sup>※3</sup> <sup>※3</sup>エフォート率（研究充当率）：研究者の年間の全業務時間（教育活動等も含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）。</p>
研究専念期間	研究専念の期間は、教学上の支障がない範囲で、当該研究プロジェクトの期間内とする。
人数	若干名
予算措置	無し

### 3. 申請、審査および決定

#### (1) 申請

研究専念を希望する者は、研究専念の開始日の 3 カ月前までに、所定の「研究専念計画書」に「所属長確認書」を添えて、所属長を通じ学長に申請しなければならない。

#### (2) 審査

研究を担当する副学長を委員長とする審査委員会を組織のうえ、適否を審査する。審査委員会は、次の各号の基準にもとづいて審査する

- ①研究計画書の内容を遂行することが可能であり、それを裏付ける研究業績を有していること。
- ②研究計画書の内容が本大学の教学の発展充実と学術研究の振興に大きく寄与すること。
- ③学部または研究科において、授業を担当する代替措置が確認されていること。

#### (3) 決定

学長は、審査委員会の審査をもとに、大学協議会の議を経て研究専念教員を任命する。

### 4. 日程および手続

#### (1) 申請期間

随時。ただし、研究専念の開始日の3カ月前まで。

(2) 申請書類

①立命館大学研究専念教員制度 研究専念計画書

②立命館大学研究専念教員制度 所属長確認書

(3) 提出先・問い合わせ先

研究企画課 齊藤 (E-mail : [resplan4@st.ritsumei.ac.jp](mailto:resplan4@st.ritsumei.ac.jp)、内線 : 510-2410)

(4) 審査結果の通知

審査結果は文書で通知する。

5. その他

実施に当たっての諸手続きは別途案内する。

以上